

令和2年（2020年）第7回 枚方市教育委員会
定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第5号 臨時代理事項の報告について （1）学校運営協議会委員の委嘱について （2）職員の採用について （3）枚方市就学援助規則の一部改正について
2	議案第7号 枚方市立蹠陀西小学校の敷地の変更及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定について
3	議案第8号 枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
4	議案第9号 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について
5	議案第10号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について
6	議案第11号 枚方市教育委員会公印規程の一部改正について

○開催日時 令和2年（2020年）7月22日 午後 2時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年(2020年)7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由
特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第7号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第8号 職員の採用について

臨時代理第9号 枚方市就学援助規則の一部改正について

臨時代理第7号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年教育委員会規則第2号)第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年(2020年)6月30日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

委嘱期間

令和2年(2020年)7月1日から令和3年(2021年)3月31日

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和2年（2020年）7月1日～令和3年（2021年）3月31日

枚方小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	茨木 昭雄 (いばらき あきお)	枚方校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	西村 和倫 (にしむら かずのり)	枚方小学校PTA会長	保護者	1期目
3	山口 恵美子 (やまぐち えみこ)	枚方校区主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

樟葉小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小山 満 (こやま みつる)	樟葉校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	西村 憲一 (にしむら けんいち)	樟葉小学校PTA会長	保護者	1期目
3	山口 紀子 (やまぐち のりこ)	樟葉校区民生委員 児童委員 校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	平井 美樹 (ひらい みき)	樟葉小学校区コミュニティ協議会委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	仙田 俊昭 (せんだ としあき)	牧野校区コミュニティ協議会 会長代行	地域住民	1期目
2	新垣 学 (あらかき まなぶ)	牧野小学校PTA会長	保護者	1期目
3	楠本 恵子 (くすもと けいこ)	牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	山中 脩自 (やまなか しゅうじ)	うらら幼稚園長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
5	木村 久美子 (きむら くみこ)	前牧野小学校区 主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

招堤小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	柿木 峯子 (かきのき みねこ)	招堤子どもの居場所作り委員会	地域住民	1期目
2	有田 眞吾 (ありた しんご)	招堤小学校PTA会長	保護者	1期目
3	赤井 悟 (あかい さとる)	甲南女子大学 国際学部 教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	浦嶋 敏之 (うらしま としゆき)	関西外国語大学 英語キャリア学部 教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

田口山小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	市川 洋子 (いちかわ ようこ)	枚方いきいき広場会計 エプロンクラブ代表	地域住民	1 期目
2	新井 雄太郎 (あらい ゆうたろう)	田口山小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	中村 彩 (なかむら あや)	田口山小学校PTA副会長	保護者	1 期目
4	不破 照子 (ふわ てるこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

津田南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松永 逸夫 (まつなが いつお)	津田南校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	安井 絵梨 (やすい えり)	津田南小学校PTA書記	保護者	1 期目
3	中村 俊彦 (なかむら としひこ)	いきいきつなみプラザ会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	芝田 実 (しばた みのる)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

樟葉北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	井上 達也 (いのうえ たつや)	樟葉北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	松本 篤 (まつもと あつし)	楠葉北小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	稲田 潤二 (いなだ じゅんじ)	枚方元気づくり・地域づくりコーディネーター	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

船橋小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森下 良實 (もりした よしみ)	船橋校区コミュニティ協議会会計監査	地域住民	1 期目
2	沼田 通子 (ぬまた みちこ)	民生児童委員	地域住民	1 期目
3	廣瀬 いずみ (ひろせ いずみ)	船橋小学校PTA副会長	保護者	1 期目
4	島野 文男 (しまの ふみお)	船橋校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
5	門林 和子 (かどばやし かずこ)	学校医	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山口 伊津子 (やまぐち いつこ)	長尾校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	重村 勝俊 (しげむら かつとし)	長尾小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	守屋 秀之 (もりや ひでゆき)	枚方市立小学校元校長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	松本 哲 (まつもと さとし)	長尾小学校安全監視員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

西長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	河村 通男 (かわむら みちお)	西長尾校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	原田 敏 (はらだ さとし)	西長尾校区福祉委員会会長	地域住民	1期目
3	北山 杏子 (きたやま きょうこ)	西長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
4	元吉 忠寛 (もとよし ただひろ)	関西大学 社会安全学部 教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
5	丸山 泰輝 (まるやま やすてる)	元枚方市立小学校教頭	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

臨時代理第8号

職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）6月30日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和2年（2020年）7月1日付け職員の人事異動

新規採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職 氏 名
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 米田 穂花

臨時代理第9号

枚方市就学援助規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）7月15日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市就学援助規則の一部を改正する規則

枚方市就学援助規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年度における援助の期間の特例）

- 2 令和2年5月1日から令和3年2月28日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「同月15日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日）」とあるのは「翌年の2月28日」と、「4月」とあるのは「4月（教育長が特別の事由により第3条に規定する保護者に該当するに至ったと認める者から受理した申請書にあっては、当該特別の事由が発生した月）」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、令和2年5月1日以後の日に受理した第4条第1項の申請書について適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和2年度における援助の期間の特例）</u></p> <p>2 <u>令和2年5月1日から令和3年2月28日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「同月15日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日）」とあるのは「翌年の2月28日」と、「4月」とあるのは「4月（教育長が特別の事由により第3条に規定する保護者に該当するに至ったと認める者から受理した申請書にあっては、当該特別の事由が発生した月）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

議案第7号

枚方市立蹉跎西小学校の敷地の変更及び枚方市立
さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年教育委員会規則第2号）第2条第1項第6号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

4. 敷地の変更日

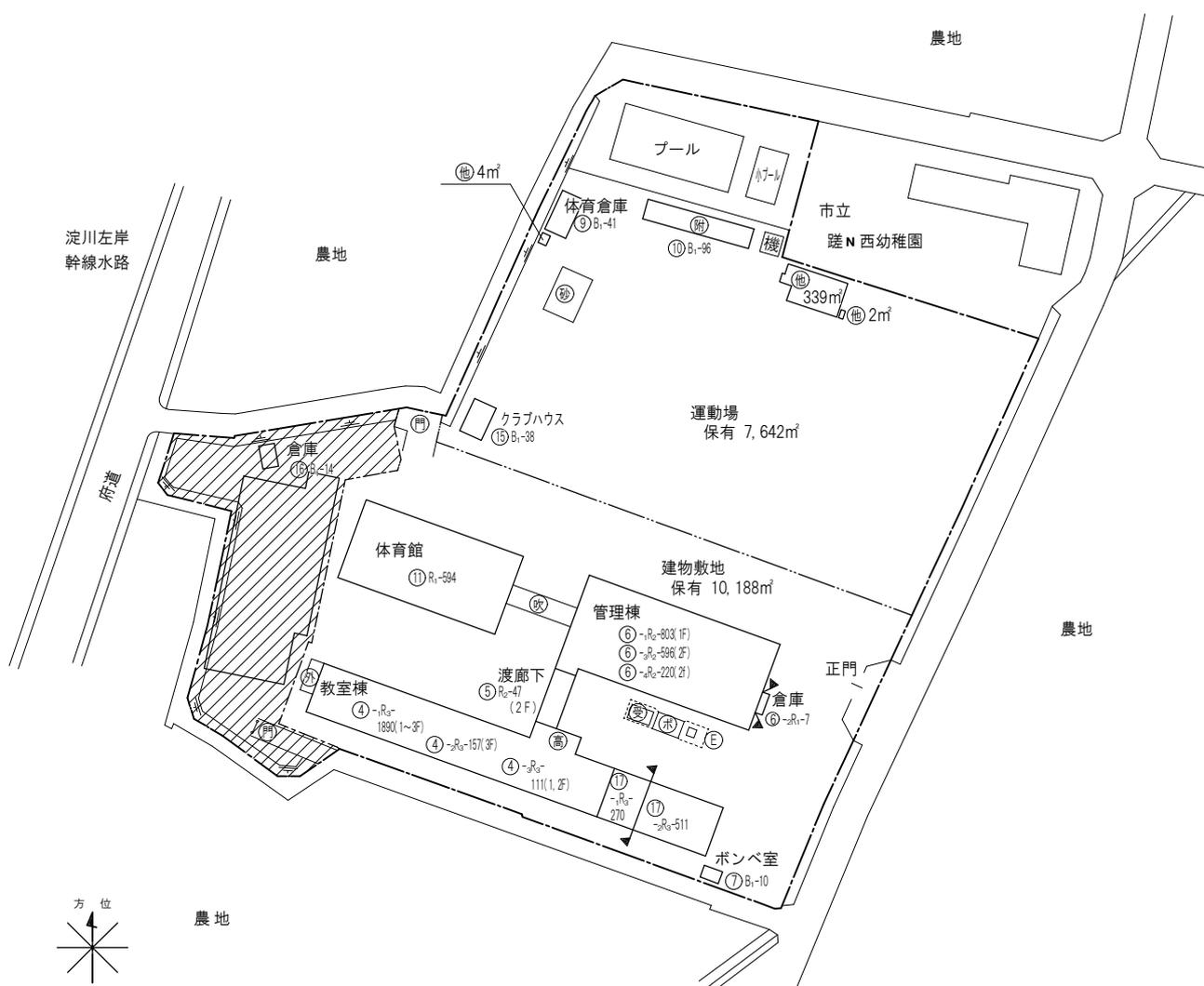
令和2年8月7日

さだ西小学校平面図

変更前学校敷地
 (面積 : 17,830m²)

新たに学校給食共同調理場とする敷地
 (面積 : 2,068m²)

変更後学校敷地面積 : 15,762m²



議案第8号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（令和2年枚方市条例第42号）附則
ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年8月7日とする。

枚方市条例第 42 号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

枚方市立学校給食共同調理場設置条例（昭和41年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校給食共同調理場の部枚方市立第三学校給食共同調理場の項を削り、同部に次のように加える。

枚方市立藤阪学校給食共同調理場	枚方市藤阪南町1丁目40番1号
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	枚方市出口6丁目20番1号

附 則[令和2年6月17日公布]

この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（同表小学校給食共同調理場の部に次のように加える部分（枚方市立藤阪学校給食共同調理場に係る部分に限る。）を除く。）は、令和3年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第9号

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第三学校給食共同調理場長」を「さだ西学校給食共同調理場長」に改める。

第14条の表おいしい給食課長の項中「第三学校給食共同調理場」を「さだ西学校給食共同調理場」に、「第三学校給食共同調理場長」を「さだ西学校給食共同調理場長」改める。

別表中「第三学校給食共同調理場長」を「さだ西学校給食共同調理場長」に改める。

(枚方市教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会安全衛生管理規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

(枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表枚方市立第三学校給食共同調理場の項中「枚方市立第三学校給食共同調理場」を「さだ西学校給食共同調理場」に、「教給三」を「教給さ」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年8月7日から施行する。
- 2 この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与その他の行為とみなす。

新（改正後）	旧（現 行）																
<p>【枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係】</p> <p>（共同調理場長の専決事項）</p> <p>第10条 共同調理場長（第一学校給食共同調理場長及び<u>さだ西学校給食共同調理場長</u>に限る。）が専決する事項は、おおむね別表共同調理場長の欄に掲げる事項に関することとする。</p> <p>（代決）</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="174 882 1106 1031"> <thead> <tr> <th>決裁・専決者</th> <th>代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="174 1094 1106 1386"> <tbody> <tr> <td>おいしい給食課長</td> <td>決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、<u>さだ西学校給食共同調理場</u>に関するものについては<u>さだ西学校給食共同調理場長</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]			おいしい給食課長	決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、 <u>さだ西学校給食共同調理場</u> に関するものについては <u>さだ西学校給食共同調理場長</u>	<p>【枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係】</p> <p>（共同調理場長の専決事項）</p> <p>第10条 共同調理場長（第一学校給食共同調理場長及び<u>第三学校給食共同調理場長</u>に限る。）が専決する事項は、おおむね別表共同調理場長の欄に掲げる事項に関することとする。</p> <p>（代決）</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1133 882 2065 1031"> <thead> <tr> <th>決裁・専決者</th> <th>代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1133 1094 2065 1386"> <tbody> <tr> <td>おいしい給食課長</td> <td>決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、<u>第三学校給食共同調理場</u>に関するものについては<u>第三学校給食共同調理場長</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]			おいしい給食課長	決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、 <u>第三学校給食共同調理場</u> に関するものについては <u>第三学校給食共同調理場長</u>
決裁・専決者	代決者																
教育長	[略]																
おいしい給食課長	決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、 <u>さだ西学校給食共同調理場</u> に関するものについては <u>さだ西学校給食共同調理場長</u>																
決裁・専決者	代決者																
教育長	[略]																
おいしい給食課長	決裁事項に係る事務が第一学校給食共同調理場に関するものについては第一学校給食共同調理場長、 <u>第三学校給食共同調理場</u> に関するものについては <u>第三学校給食共同調理場長</u>																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）										旧（現 行）									
中央図書館副館長					[略]					中央図書館副館長					[略]				
中央図書館統括課長代理					[略]					中央図書館統括課長代理					[略]				
図書館長（中央図書館長を除く。）					[略]					図書館長（中央図書館長を除く。）					[略]				
備考 [略]																			
別表（第3条—第16条関係）																			
決裁・専決権者育 決裁・専決事項	教 育 部 長	総 合 教 育 部 長	学 校 教 育 部 長	中 央 教 育 文 化 館 長	お い し い 給 食 課 長	中 央 図 書 館 副 館 長	共 同 調 理 場 長 （ 第 一 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 及 び さ だ 西 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 に 限 る。 ） 中 央 図 書 館 統 括 課 長 代 理 図 書 館 長 （ 中 央 図 書 館 長 を	決裁・専決権者育 決裁・専決事項	教 育 部 長	総 合 教 育 部 長	学 校 教 育 部 長	中 央 教 育 文 化 館 長	お い し い 給 食 課 長	中 央 図 書 館 副 館 長	共 同 調 理 場 長 （ 第 一 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 及 び 第 三 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 に 限 る。 ） 中 央 図 書 館 統 括 課 長 代 理 図 書 館 長 （ 中 央 図 書 館 長 を				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）							
						除く。)								
サービスに係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張	中央図書館館長	教育文化センター館長	中央図書館副館長	所属職員									
		附属機関の委員等												
近畿圏内出張で宿泊を要しないもの		中央図書館館長	教育文化センター館長	中央図書館副館長	所属職員	共同調理場長	中央図書館課長代理 図書館長（中央図書館館長を除く。）							
		附属機関の委員等												
時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他		中央図書館館長	教育文化センター館長	中央図書館副館長	所属職員									

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）					
	他服務					他服務				
文書照会・等に回答・係る通知・もの依頼・報告・届出 進達・重副申・要申請 通達 公示・公示送達 閲覧・証明		重要		輕易	定例かつ輕易		重要		輕易	定例かつ輕易
		法定又は定例					法定又は定例			
		部長名 教育長名					部長名 教育長名			
		重要		輕易			重要		輕易	
				一般	法定				一般	法定
【枚方市教育委員会安全衛生管理規程関係】					【枚方市教育委員会安全衛生管理規程関係】					
					<u>（ボイラー取扱作業主任者）</u>					

新（改正後）	旧（現 行）																										
<p>第7条 削除</p> <p>第7条～第11条 [略]</p> <p>【枚方市教育委員会文書取扱規程関係】</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 事務局文書記号 [略]</p> <p>2 教育機関文書記号</p> <table border="1" data-bbox="179 997 1106 1246"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立第一学校給食共同調理場</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立さだ西学校給食共同調理場</td> <td>教給さ</td> </tr> <tr> <td>枚方市立教育文化センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立中央図書館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	記号	枚方市立第一学校給食共同調理場	[略]	枚方市立さだ西学校給食共同調理場	教給さ	枚方市立教育文化センター	[略]	枚方市立中央図書館	[略]	<p>第7条 法第14条の規定に基づき、教育委員会に次のとおりボイラー取扱作業主任者を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1137 368 2063 564"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>人数</th> <th>管理範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立第三学校給食共同調理場</td> <td>1人</td> <td>枚方市立第三学校給食共同調理場のボイラー及びその附属設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条～第12条 [略]</p> <p>【枚方市教育委員会文書取扱規程関係】</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 事務局文書記号 [略]</p> <p>2 教育機関文書記号</p> <table border="1" data-bbox="1137 997 2063 1246"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立第一学校給食共同調理場</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立第三学校給食共同調理場</td> <td>教給三</td> </tr> <tr> <td>枚方市立教育文化センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立中央図書館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	人数	管理範囲	枚方市立第三学校給食共同調理場	1人	枚方市立第三学校給食共同調理場のボイラー及びその附属設備	教育機関	記号	枚方市立第一学校給食共同調理場	[略]	枚方市立第三学校給食共同調理場	教給三	枚方市立教育文化センター	[略]	枚方市立中央図書館	[略]
教育機関	記号																										
枚方市立第一学校給食共同調理場	[略]																										
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	教給さ																										
枚方市立教育文化センター	[略]																										
枚方市立中央図書館	[略]																										
設置箇所	人数	管理範囲																									
枚方市立第三学校給食共同調理場	1人	枚方市立第三学校給食共同調理場のボイラー及びその附属設備																									
教育機関	記号																										
枚方市立第一学校給食共同調理場	[略]																										
枚方市立第三学校給食共同調理場	教給三																										
枚方市立教育文化センター	[略]																										
枚方市立中央図書館	[略]																										

議案第10号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

枚方市立図書館グランドビジョン策定委員会	枚方市立図書館グランドビジョンを策定するため。	(1) 枚方市立図書館グランドビジョンの策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育部長	学校教育部長	中央図書館
----------------------	-------------------------	--	--------	--------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新（改正後）						旧（現 行）					
第 1 条～第14条 [略]						第 1 条～第14条 [略]					
別表（第 3 条関係）						別表（第 3 条関係）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会	枚方市子ども読書活動推進計画を策定するため	(1) 枚方市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育 部長	子ども未 来部長	中央図書 館	枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会	枚方市子ども読書活動推進計画を策定するため	(1) 枚方市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育 部長	子ども未 来部長	中央図書 館
枚方市立図書館グランドビジョン策定委員会	枚方市立図書館グランドビジョンを策定するため。	(1) 枚方市立図書館グランドビジョンの策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育 部長	学校教育 部長	中央図書 館						
学 校 表	学校教育に関する	(1) 学校表簿及び文	学校教育	学校教育	学校教育	学 校 表	学校教育に関する	(1) 学校表簿及び文	学校教育	学校教育	学校教育

簿・文書 検討委員 会	る法令等並びに 今日的な教育課 題の解決に向け た国及び大阪府 からの通知等の 趣旨を踏まえ、 学校園が取り扱 う表簿及び文書 (以下「学校表 簿及び文書」と いう。)の管理 及び運用の基準 について検討す るため。	書の様式に関する こと。 (2) 学校表簿及び文 書の作成に関する こと。 (3) 学校表簿及び文 書の保存及び廃棄 に関すること。 (4) 前3号に掲げる もののほか、教育 長が必要と認める 事項に関するこ と。	部長	部次長	部教育指 導課

簿・文書 検討委員 会	る法令等並びに 今日的な教育課 題の解決に向け た国及び大阪府 からの通知等の 趣旨を踏まえ、 学校園が取り扱 う表簿及び文書 (以下「学校表 簿及び文書」と いう。)の管理 及び運用の基準 について検討す るため。	書の様式に関する こと。 (2) 学校表簿及び文 書の作成に関する こと。 (3) 学校表簿及び文 書の保存及び廃棄 に関すること。 (4) 前3号に掲げる もののほか、教育 長が必要と認める 事項に関するこ と。	部長	部次長	部教育指 導課

議案第11号

枚方市教育委員会公印規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)7月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

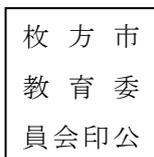
枚方市教育委員会公印規程（平成2年枚方市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

20	枚方市教育委員会印	てん書	15ミリメートル平方	つげ	幼稚園に関する事務用	公立保育幼稚園課長
----	-----------	-----	------------	----	------------	-----------

別表第2に次のように加える。

(20) 枚方市教育委員会印



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第11号参考資料

枚方市教育委員会公印規程の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）						
別表第1（第3条、第6条関係）							別表第1（第3条、第6条関係）						
番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者
1	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
19	大阪府枚方市教育委員会教育長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	19	大阪府枚方市教育委員会教育長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
20	枚方市教育委員会印	てん書	15ミリメートル	つげ	幼稚園に関する事務用	公立保育幼稚園課長							
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）						
(1)～(19) [略]							(1)～(19) [略]						
(20) 枚方市教育委員会印													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 枚 方 市 教 育 委 員 会 印 公 </div>													